

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1の項備考の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <p>(1) この項の区分の欄第1号に掲げる証明で個人の市民税及び道民税の課税額に関するものに係る書面を札幌市印鑑条例（平成3年条例第24号）第12条第3項に規定する端末機（以下「端末機」という。）により交付する場合の手数料の額は、1年度につき300円とする。</p> <p>(2) この項の区分の欄第5号に掲げる証明で個人の市民税及び道民税に係る所得に関するものに係る書面を端末機により交付する場合の手数料の額は、1件につき300円とする。</p> |
|---|

(2) 別表 4 の項備考の欄を次のように改める。

当該証明に係る書面を端末機により交付する場合の手数料の額は、1 件につき 250 円とする。

(3) 別表 7 の項備考の欄を次のように改める。

端末機により交付する場合の手数料の額は、1 件につき 250 円とする。

(4) 別表 9 の項備考の欄を次のように改める。

(1) この項の区分の欄第 1 号の書面を端末機により交付する場合の手数料の額は、1 件につき 350 円とする。

(2) この項の区分の欄第 5 号に掲げる証明のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の手数料の額は、1 件につき 1,400 円とする。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

個人番号カードを使用したコンビニエンスストア等の端末機による証明書等の交付サービスの利用を促進し、区役所等における窓口の混雑緩和などによ

る市民サービスの向上を推進すること等を目的として、当該証明書等の交付に係る手数料を減額するため、本案を提出する。